

明石市高齢者インフルエンザ接種報告チェック及びデータ作成業務委託仕様書

1. 業務名

明石市高齢者インフルエンザ接種報告チェック及びデータ作成業務（以下「本業務」という。）

2. 実施期間

本業務の実施期間は契約締結日の翌日から令和5月3月31日までとする。

3. 実施場所

受託者事務所等の作業場所を確保すること。また、高齢者インフルエンザ予防接種予診票兼接種済報告書（以下「予診票」という。）を取り扱うため、個人情報流出することがないよう本書7.2受託者の責務に従い、個人情報保護に努めること。

4. 業務内容

下記の通り。

なお、予診票及び納品データの受け渡し方法については委託者が指定する場所、日時（件数により月1～3回見込）に受託者が取りに来るまたは渡しに来ること。

4. 1 接種報告（予診票）のチェック業務

（ア）予診票の使用ワクチン欄（ロット番号）、実施場所・医師名欄（別紙1参照）に記載漏れがないか確認すること。記載漏れがあった場合は付箋（サイズ・色は問わない）を貼付すること。※本項目はデータ化不要。

4. 2 パンチデータ作成業務

（ア）データ化する項目は、別紙2「データ化項目等について」、別紙3「ファイルレコード仕様書」を参照すること。
（イ）納品はCD-Rなどの光ディスクにて行うこと。

5. 予定数量（接種報告のチェック及びパンチデータ作成業務件数）

50,000件

※ 但し、本予定数量については、あくまでも予定であり、この数量を超える又は下回るいずれの場合においても、単価を変更することなく契約単価にて支払を行うものとする。

6. 業務に必要な消耗品、機器について

本業務を実施するために必要な物品等は、必要な数量を受託者が準備すること。

7. 委託業務に求める要件

7.1 運用要件

- (1) 本業務の責任者として、受託業務及び関連法令の趣旨を理解し法令を遵守するとともに業務従事者に対する適切な指導監督を行い、受託業務全体を管理できる能力を有する者を配置させること。
- (2) 本業務を確実に履行させることが可能な能力を有する委託業務従事者を配置するとともに、繁閑に対応した必要な人員体制を確保すること。

7.2 受託者の責務

(1) 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (ア) 受託者は、本業務の実施に当たり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）及びその関連法令、「明石市個人情報の保護に関する条例」並びに「明石市個人情報の保護に関する条例施行規則」を遵守すること。
- (イ) 受託者は、法令で定められた場合を除き、本業務で取り扱う個人情報及び機密情報（以下、「個人情報等」という。）について、第三者に漏えい、開示及び目的外利用（以下、「漏えい等」という。）を行ってはならない。また、本委託業務の実施に必要な場合を除き、指定された場所以外に持ち出してはならない。なお、上記の取扱いは本契約が終了（解除の場合を含む。）した後においても同様とする。
- (ウ) 受託者は、業務責任者及び業務従事者と、契約終了後及び退職後においても有効な、個人情報等の漏えい等を禁じた契約を締結すること。

(2) 個人情報を記録した文書等の取扱い

- (ア) 受託者は、本業務で取扱う個人情報等を記録した予診票等について、漏えい等、紛失、毀損等が発生しないよう必要な措置を講じること。
- (イ) 受託者は、業務仕様書等に定める場合を除き、予診票等の全部又は一部の複写複製等を行ってはならない。また、複写複製等を防止するため必要な措置を講じること。

8. 緊急時の対応

- (1) 業務責任者は、緊急時の連絡体制、対応方法について定め、委託者と協議の上、業務開始前に内容についての承諾を受けること。
- (2) 緊急を要する場合は、受託者は必要な措置を直ちに講じること。

9. 再委託の禁止

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、次に掲げる全ての要件を満たすことを条件とし、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 受託者は委託者に対し、再委託先事業者に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先事業者の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について、事前に報告すること。
- (2) 再委託先事業者は、本業務の実施に当たり、7. 2 および 11. (4) から (5) に規定する事項その他の事項について受託者が負うべき責務と同様の責務を負うこと。
- (3) 受託者は、再委託先事業者に対し、上記 (2) について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先事業者から必要な報告を徴収すること。
- (4) 再委託先事業者が実施する業務は、全て受託者の責任において実施することとし、再委託先事業者の責めに帰すべき事由については、受託者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が責任を負うこと。

10. 賠償責任

受託者は、本業務の実施に当たり、受託者の責めに帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者の責任において、その損害を賠償することとする。

11. その他

- (1) 本業務にかかる委託料について、受託者は、委託者への業務終了報告後、当該費用を委託者に請求するものとする。なお、委託者は、受託者から委託料の請求を適性と認めた場合は、原則請求のあった日から30日以内にこれを支払うものとする。
- (2) 委託料は、契約単価（税抜）に数量を乗じ、これにより得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して算出するものとする。なお、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (3) 業務実施場所における業務従事者に対する新型コロナウイルス感染予防対策を実施すること。
- (4) 上記に記載のない事項については委託者と協議する。